

軽四輪等のグリーン化特例（軽課）について

- ・平成 29 年度税制改正により、グリーン化特例（軽課）の適用期間が平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年延長になりました。

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新車新規登録した三輪および四輪の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、新車新規登録した年度の翌年度分の軽自動車税にグリーン化特例が適用されます。

- ・平成 29 年度税制改正におけるグリーン化特例（軽課）について

- ① 適用期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新車新規登録した三輪および四輪の軽自動車
- ② 軽課年度：新車新規登録した年度の翌年度分
- ③ 対象及び軽課割合：下表のとおり

【軽乗用車】

対象車		軽減内容
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 ^{※1}		税率を概ね 75%軽減
ガソリン車 ハイブリッド車 ^{※2}	平成 32 年度燃費基準 ^{※3} 値より +30%以上達成	税率を概ね 50%軽減
	平成 32 年度燃費基準 ^{※3} 値より +10%以上達成	税率を概ね 25%軽減

【軽貨物車】

対象車		軽減内容
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車		税率を概ね 75%軽減
ガソリン車 ハイブリッド車 ^{※2}	平成 27 年度燃費基準値より +35%以上達成	税率を概ね 50%軽減
	平成 27 年度燃費基準値より +15%以上達成	税率を概ね 25%軽減

※1 天然ガス自動車については、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排ガス基準値より 10%以上窒素酸化物を低減する車両又は平成 30 年排出ガス規制に適合する車両とする。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。

※3 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

グリーン化特例が適用となった場合の税率

車種			税率			
			軽減なし	25%軽減	50%軽減	75%軽減
四輪	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円
	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円
三輪			3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円